

『他力本願記』の性格

— 主人公をめぐって —

沙加戸 弘

数多の伝説に彩られた、観客に親しみ深い親鸞伝は、古浄瑠璃の世界において絶好の素材となり、寛永年中以後多くの上演・正本刊行を見た。しかし、寛文十二年十一月、東本願寺からの訴えにより、親鸞伝の上演・刊行禁止の定が奉行所から出されるに及んで、親鸞伝浄瑠璃は、親鸞伝だと観客にわかる限界を保ちつつ、指弾を受けない形へと変容せざるを得なかった。その結果、「カムフラージュした親鸞伝」という、新しい形の親鸞伝浄瑠璃の誕生を見たのである。このような親鸞伝浄瑠璃の一つに『他力本願記』がある。

『他力本願記』は、延宝七年（一六七九）に鶴屋喜右衛門が刊行した宇治加賀掾正本である。（古典文庫「大英博物館本古浄瑠璃集」所収。）寛文十二年の親鸞伝上演、刊行禁止より七年、七高僧伝浄瑠璃の中に親鸞伝を匂わせる程度で我慢してきた浄瑠璃興行界が、斜からとは言え、改めて親鸞伝にとりくんだ最初の作と言える。この『他力本願記』が、親鸞伝禁止の中に、どのようなカムフラージュで登場したのか、以下主人公を視点に考えてみたい。

『他力本願記』は、比叡山恵心院の日輪丸という稚児が、藤原

行隆の養子となり、行隆の娘玉夜を妻とし、子をもうけ、お家騒動にまきこまれて出家、法蓮房信空となり法然に入門、念仏停止の御沙汰により陸奥に流され、多くの靈験を示し、後土佐へ流された法然と共に勅免、都へ帰って法然の臨終に立会うという、言わば法蓮房信空の一代記の形に仕立ててある。

主人公となっている法蓮房信空が実在の人物であることは周知の事実である。したがって、この『他力本願記』の性格を考えるためには、実在の信空と、浄瑠璃中の信空との異同を、まず明らかにする必要がある。

史上の信空については、信空の弟子信端の著わした『明義進行集』の中に、断片的にはあるが語られており、また、『尊卑分脈』『公卿補任』等にもその名を見出すことができる。また、塚本善隆・三谷光順両先達は、「専修学報」所収の論文「法蓮房信空上人の研究」において、信空の教義・教団内での位置等を明らかにしておられる。

それらに従えば、法蓮房信空は、藤原中納言顯時の孫であり、右大弁行隆の子である。十二歳で出家し、叡山で法然と兄弟弟子として師叡空のもとで天台を学した。ついで法然の浄土宗建立に従い、後法然門下のたばねとして、京都仏教界に重きをなした、法然の最古、最高足の弟子である。また信空は、師叡空および法然から円頓戒を相承し、多くの戒脈に名を連ねる戒師でもあった。当然の事ながら妻帯もせず、また承元元年の法然教団に対する弾圧にも連座していない。以上が史上の信空の概略である。

ところが、『他力本願記』の信空はそうではない。『他力本願

記』の信空は、前述のとおり恵心院の稚児であり、行隆の養子と
なったのである。さらに、行隆の娘を妻とし、子をもうけ、十八
歳で出家、法然の弟子となって陸奥へ流罪となる。

このように比較してみると、史上の信空と『他力本願記』の信
空との共通部分は、要するに藤原行隆の子であるということと、
法然の高弟であるということの二点だけということになる。

さて、以上のことから、『他力本願記』は法蓮房信空の一代記
の形をとりながら、実はそれほど史実に忠実ではないことが判明
する。しかし、このこと自体は、浄瑠璃制作上の常套手段である
から奇異とするには足りない。また、この作が上演された延宝七
年は、信空没後四百五十二年に当たっている。従って、普通ならば
四百五十年を当てこんだ信空の伝記浄瑠璃ということですむとこ
ろであるが、この作の場合は、内容が上演禁止の親鸞伝であると
いう点で問題が出てくるのである。

では、この作が、親鸞伝浄瑠璃であるとする根拠はどのような
ところにあるか、という点について、次に述べてみたい。根拠は
数多いが、今その一、二をとりあげる。

まず、『他力本願記』は、

「扱も其後、なむき^序みやむうりやうじゆによらい、有がたや、
くわうみやうへんぜう十はうせかい、念仏しゆじやうせつし
ゆふしや」

と始まっている。言うまでもなく「正信念仏偈」の冒頭であるが、
浄瑠璃全体のテーマとも言うべき序の部分に、「正信偈」が引用
されていることによって、親鸞との深い関わりを標榜しているこ

とが明白となる。次に『他力本願記』の信空は陸奥へ流罪となっ
ている。法然門下で陸奥で布教したものはなく、それらしきもの
は親鸞の東国開教だけである。これもまた、許されて後常陸へ歩
を進めた親鸞を、暗に指していると考えられる。さらに、『他力
本願記』における出羽の国での信空の活躍は、親鸞の関東におけ
る妖怪濟度伝説、あるいは弁円濟度説話、さらにそれを浄瑠璃化
した親鸞伝古浄瑠璃と、深いつながりを持っている。

このように、『他力本願記』は、一見法蓮房信空の一代記の如
く粧いながら、その実内容は親鸞伝にお家騒動を加味したものにな
っている。つまり、親鸞と同時代に生き、法然の高弟という同
じ状況に居り、同じ藤原貴族の末裔であり、音も似通う信空を主
人公として親鸞伝を作り上げている点、まことに巧妙であると言
わねばならない。

さらにもう一点、見逃せないのは、この作が当時仏光寺教団と
つながりを持っていた宇治加賀掾の上演したものであるという点
である。この作は、仏光寺とつながっていた加賀掾が、仏光寺の
初代・二代・三代の住持とされる親鸞・真仏・源海の三人の伝記
浄瑠璃を上演したうちの親鸞伝なのである。（このことについては、
日本近世文学会昭和五十一年度秋季大会で発表した。）

こう考えてくると、この『他力本願記』は、仏光寺とつながっ
ていた加賀掾が、同じ法然の高弟で、同じ時代に生きた、音も似
通う、同じ藤原貴族の末裔である信空、また光明本尊等で仏光寺
と縁の深い信空を主人公に選び、その四百五十年を当てこんだ
という大義名分で、上演禁止になっている親鸞伝浄瑠璃を、堂々と

上演するという、正に一石二鳥のカムフラージュの方法を持った作品である、ということになるのである。

以上、『他力本願記』の性格を、主人公という面から考えてきた。浄瑠璃興行界に対して、東本願寺のとった親鸞伝上演・刊行禁止という措置は、このような高度な構成を持つ新しい形の浄瑠璃を生みだす引金ともなったと言えるのではないかと考えるものである。

昭和五十二年度

特別研究生研究発表要旨

謗法の問題についての一視点

—— 諸仏称名の願を縁として ——

経 隆 優

謗法とは、「唯除五逆誹謗正法」と第十八願のみに示されていることであって、勿論それは十七願文にはない。しかし、謗法の問題と十七願とは、全く無関係なことなのだろうか。親鸞の諸仏称名の願に対する領解をとうして、その謗法の問題について考えてみたい。

第十七願には「設ひ我仏を得んに、十方世界の無量の諸仏、悉く咨嗟して我が名を称せずば、正覚を取らじ」と、諸仏に対して名号の称揚讃嘆が願われているのであるが、親鸞は「行巻」に、この願文に続けてさらに「我仏道を成ずるに至りて、名声十方に超えん、究竟して聞ゆる所靡くば、誓ひて正覚を成ぜじ」という『大経』重誓偈の文をも引用している。いま、その偈文を同じ重誓偈の「普く諸の貧苦を済はずは、誓ひて正覚を成ぜじ」という文と対照して考えるならば、それは一切衆生を名によって救済せんとする誓いであり、また一切衆生にその名を聞かしめんとする誓いの意味になる。